当裁判所昭和二七年(ク)第七〇号擬装追放無効確認事件について、当裁判所裁判長が昭和二七年四月二六日なした命令に対し、申立人から異議の申立があつたが、裁判長のした命令に対し異議を申立てることはゆるされないから、裁判官全員の一致で、本件異議を却下すべきものとし次のとおり決定する。

主 文

本件異議を却下する。

申立費用は申立人の負担とする。

昭和二七年八月五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	本	村	善太	郎